

本通知は、「中学校技術・家庭科（技術分野）における臨時免許状所有者及び免許外教科担任の解消に向けた指導体制の抜本的強化について（通知）」（令和 8 年 6 月 8 日付け 8 初参基第 2 号初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）通知）において示した実態調査結果について修正するものであり、本通知をもって令和 8 年 6 月 8 日付け通知を廃止します。

- ・中学校技術・家庭科（技術分野）を担当している教員
（旧）9,712 人 （新）9,649 人
- ・臨時免許状（技術）の授与を受けた者又は技術の免許外教科担任の許可を受けた者
（旧）2,455 人 （新）2,406 人
- ・技術・家庭科（技術分野）を担当していないが、普通免許状（技術）を所有している教員
（旧）1,863 人 （新）1,658 人

8 初 参 基 第 3 号
令 和 8 年 6 月 29 日

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会
指 導 事 務 主 管 課 長
教 職 員 人 事 ・ 採 用 主 管 課 長 殿
各都道府県教育委員会免許事務主管課長

文部科学省初等中等教育局

参事官（デジタル学習基盤担当）

浅 原 寛 子

中学校技術・家庭科（技術分野）における臨時免許状所有者及び
免許外教科担任の解消に向けた指導体制の抜本的強化について（通知）

生成 AI をはじめデジタル技術が飛躍的に発展する中、GIGA スクール構想の着実な実施及び情報活用能力の抜本的な向上のため、中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実は重要な課題であり、特に臨時免許状所有者及び免許外教科担任の解消に向けて、各教育委員会における計画的かつ着実な取組が求められております。

令和 6 年 12 月に、文部科学大臣が中央教育審議会に対して行った「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」においては、中学校技術・家庭科（技術分野）にも関わる情報活用能力の抜本的向上を図る方策について議論することが示されました。

現在、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会情報・技術ワーキンググループにおいては、情報活用能力の抜本的向上や中学校技術・家庭科（技術分野）の改善の在り方について検討が進められています（参考資料 1）。主要な論点として、情報活用能力の体系的な育成や技術分野の内容の改善・充実が示され、主な検討事項として、情報活用能力の抜本的向上に向けた内容面の充実の方向性や中学校における情報・技術科（仮称）の創設等が検討されています（参考資料 1）。

また、文部科学省では、小・中・高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上に向けた指導体制の強化を図るため「情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン（令和 7 年 9 月 25 日）（以下「同プラン」という。）」を公表しております（参考資料 2）。

こうした中、令和6年度に引き続き、令和7年度に文部科学省が実施した中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する調査（以下「調査」という。）においては、中学校技術・家庭科（技術分野）を担当している教員9,649人のうち、2,406人が臨時免許状（技術）の授与を受けた者又は技術の免許外教科担任の許可を受けた者であることが明らかになりました（別添1）。令和6年度調査に比べて、一部の自治体では改善がみられるものの、依然として全国的な状況の改善には至っておりません。また、調査では、技術・家庭科（技術分野）を担当していないが、普通免許状（技術）を所有している教員が1,658人いることも明らかになりました。情報活用能力の抜本的向上を図っていくため、令和10年度までに臨時免許状所有者及び免許外教科担任数を0人とするとの同プランにおける目標を踏まえれば、各教育委員会において、域内の状況を点検し、更なる改善に向けた具体的な取組を一層進めることが必要です（別添2、3）。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、臨時免許状所有者及び免許外教科担任の解消に向けた取組・状況を把握するため、改善に向けて課題が見られる一部の自治体に対して、より具体的な状況を把握するためにヒアリングを実施する予定としております。該当の自治体には後日、文部科学省より連絡しますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

また、文部科学省では、中学技術科・家庭科（技術分野）の指導体制の充実を図る目的として、免許取得を促進するため、オンラインを前提とした大規模な免許法認定講習の実施を予定しております。また、都道府県・指定都市教育委員会の指導体制強化及び中学校技術・家庭科（技術分野）担当教師の指導力向上に向けた取組として、夏季学習会や全国複数箇所での研修会など、総合的な支援を行う事業を令和8年度より実施しております（参考資料3）。

各教育委員会におかれては、こうした事業を活用いただきながら下記を参考にし、中学校技術・家庭科（技術分野）における臨時免許状所有者及び免許外教科担任の解消に向けて、域内の状況を的確に把握した上で、格段の取組を計画的かつ着実に進めていただくようお願いします。また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、下記について情報提供するとともに、改善が進むよう必要な助言・支援をお願いします。

記

1. 指導体制の確保について

（1）大学との協議

中・長期的に指導体制を継続的に強化していくためには、中学校教諭普通免許状（技術）を所有している教師を安定的に確保するとともに、現職教師についても不断の指導力向上を図ることが必要です。このために、各教育委員会におかれては、地域における中学校技術・家庭科（技術分野）の担当教師の年齢構成、免許所有状況、採用見込み、臨時免許状所有者及び免許外教科担任等の状況を踏まえ、中学校「技術」の教職課程を置く又は置くことが期待される学科等を有する大学と教員養成、研修の在り方について、継続的に協議することが重要です。その際、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7により組織する協議会を活用することも考えられます。

（2）免許法認定講習等の受講奨励・開設

臨時免許状所有者及び免許外教科担任の解消に向けては、普通免許状（技術）を所有する教師の確保を計画的に進めることが重要です。各都道府県、

指定都市及び中核市教育委員会においては、大学と連携協力しつつ計画的に認定講習等を開設することも検討願います（別添3）。また、文部科学省では、中学技術科の免許取得を促進するため、オンラインを前提として、全国の教育委員会と連携した大規模な免許法認定講習の実施を通じた総合的な支援を行う事業を、令和8年度より実施しております（参考資料3）。臨時免許状所有者及び免許外教科担任の解消に向けて、本事業を積極的に御活用ください。

免許法認定講習・公開講座・通信教育（既に教員免許状を持っている人が、他の校種・教科等の免許状を取得する方法）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm



（3）複数校指導・遠隔教育の推進

複数校指導の実施については、「高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き」を活用いただき、複数校指導の推進を御検討ください。複数校指導を積極的に推進し、臨時免許状の授与を受けた者や免許外教科担任の許可を受けた者の数を減らすことができた事例もございます（別添3）。

遠隔教育特例制度については、学校現場の創意工夫が発揮され、より効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、令和6年度より文部科学大臣による指定を不要とするなどの見直しを行っています。本制度における「教科・科目充実型」の遠隔授業は、遠隔にて専門性の高い教師による指導が可能となるため、生徒がより専門性の高い授業を受けることができ、学びの機会の充実につながることを期待されます。また、受信側の教室に配置しなければならない教師は当該教科の相当免許状が不要であることから、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することにもつながります。本制度も積極的に活用し、指導体制の充実を進めていただきますようお願いします。

なお、免許外教科担任の許可を受けた教師が対面で指導している場合でも、当該免許外教科担任への支援策として「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業により、当該教科に関する相当免許状を有する者や当該教科に関する専門家等が遠隔で授業に参画することは、免許外教科担任の支援や負担軽減につながるとともに、授業の質を高める上で有益と考えられます。

高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き

https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kouhou02-000021514_1.pdf

遠隔教育特例制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm



2. 中学校技術・家庭科（技術分野）担当教師全体の指導力の向上について

（1）コンテンツの充実

中学校技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」の特設サイトにおいて、授業実践動画や授業で活用できる教材等を追加しています。また、教科調査官も作成協力した NHK for School における関連動画・番組が公開されております。さらに、中学校技術・家庭科（技術分野）の指導力向上に資する研修コンテンツ（令和7年度冬季開催研修『未来を創る技術教育』のアーカイブ動画）を掲載しております（参考資料4）。

これらの動画を研修の充実に御活用ください。

中学校技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」の特設サイト



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00617.html#anc02

令和7年度冬季開催研修「未来を創る技術教育」特設ページ



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00089.html

（2）中学校技術・家庭科（技術分野）担当教師等の研修機会の充実

文部科学省では、令和8年8月4日（火）に中学校技術・家庭科（技術分野）担当教師等の指導力向上を目的とした夏季学習会を東京で開催する予定です。その他、指定箇所等を対象とした全国キャラバン（研修会）を全国3箇所で開催予定です。各教育委員会においては、できる限り多くの中学校技術・家庭科（技術分野）担当教師が受講できるよう、御配慮をお願いします。

文部科学省としては、指導体制改善計画の履行状況をはじめ、令和8年度以降も継続的に詳細な調査を行い、結果を公表するとともに、必要な支援方策について積極的に検討したいと考えています。今後も逐次状況を確認し、必要な指導助言を行うこととしますので、御承知おきください。

- 【別添1】 中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査結果
- 【別添2】 中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の抜本的強化について
免許法認定講習等・複数校指導・遠隔教育特例制度
- 【別添3】 中学校技術科指導体制の抜本的強化のための取組例
- 【参考資料1】 情報活用能力の抜本的向上に係る主な課題
探究的な学びの基盤となる情報活用能力の整理
中学校 情報・技術科（仮称）の論点と方向性
（教育課程企画特別部会論点整理より抜粋）
- 【参考資料2】 情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン
- 【参考資料3】 学習指導要領改訂を見据えた情報活用能力の抜本的な向上
- 【参考資料4】 中学校技術・家庭科（技術分野）「D 情報の技術」特設ページ
- 【参考資料5】 令和8年度以降各自治体における指導体制改善に向けた具体的な取組

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付
情報教育振興室 情報教育振興第二係 担当：山本、浦谷
電話：03-5253-4111（内線：2702） 03-6734-2702（直通）
E-mail：digital-pt@mext.go.jp